

法人税 R4 令和3年度拡張別表追加対応版(Ver.21.40)のリリース

未対応分の拡張別表の新規追加、および様式変更等に対応した、法人税 R4 Ver. 21. 40 のリリースについてご連絡します。

以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン
2. リリース時期
3. 税制改正の対応内容(予定)
4. 機能改善の対応内容(予定)
5. グループ通算制度に関する法人税 R4 の対応方針について

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	データ移行対象バージョン	保守加入対象バージョン
法人税 R4	Ver. 21. 40	令和3年度版 Ver. 21. 10以降 令和2年度版 Ver. 20. 10以降	Ver. 21. 10以降

※ライセンスが変更になります。21. 4 用のライセンスが必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※E i ボードは Ver. 20. 20 以上が必要です。

2. リリース時期(予定)

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2022 年 1 月 6 日 (木)

2-2. マイページのダウンロード公開

2022年1月6日（木）

2-3. オプションのCD保守契約CD送付開始日

2022年1月18日（火）

※令和2年度版（Ver. 20. 40）のセットアッププログラムも収録します。

2-4. 法人税 R4 Ver. 21. 4 用の電子申告プログラムについて

Ver. 21. 4 用の法人税 R4 電子申告プログラム（Ver. 21. 4. e5）の提供時期は、法人税 R4 システム本体のダウンロード公開と同日となります。（1月6日公開予定）

e-Tax の受付対象別表が1月より拡大（特別償却の付表等）され、拡張別表分も含め Ver. 21. 4. e5 で対応します。

これにより法人税 R4 令和3年度で対応している別表等は全て電子申告可能となります。

（Ver. 21. 4. e5 をセットアップすると、一括印刷画面の＜e-Tax リリース前別表＞は非表示になります）

3. 税制改正の対応内容(予定)

3-1. 法人税別表の変更

以下の帳票の様式対応を予定しています。

標準別表

別表十（七）	別表十六（六）	特別償却の付表（八）
--------	---------	------------

拡張別表

別表十七(三の七) (旧「別表十七(三の四)」)	別表十七(四)	特別償却の付表(九)
特別償却の付表(十三) (旧「特別償却の付表(十二)」)	特別償却の付表(十五) (旧「特別償却の付表(十四)」)	特別償却の付表(十七) (旧「特別償却の付表(十六)」)
特別償却の付表(十八)	特別償却の付表(十九)	特別償却の付表(二十一)
特別償却の付表(二十二) (旧「特別償却の付表(二十三)」)	特別償却の付表(二十三) (旧「特別償却の付表(二十四)」)	特別償却の付表(二十五) (旧「特別償却の付表(二十六)」)
特別償却の付表(二十六) (旧「特別償却の付表(二十七)」)	特別償却の付表(震一)	特別償却の付表(震一の二)
特別償却の付表(震三)	特別償却の付表(震五) (旧「特別償却の付表(震四)」)	特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書
権利金等及び受取地代の明細書		

3-2. 新規追加帳票

以下の帳票の追加対応を予定しています。

拡張別表

別表六(三十二)	事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書
別表七(一)付表五	認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する明細書
別表十二(二)	中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書
特別償却の付表(十一)	情報技術事業適応設備、事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表
特別償却の付表(震四)	新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表

3-3. 削除帳票

以下の帳票の削除対応を予定しています。

拡張別表

特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書（震災特例）
--

3-4. 欠損金の繰戻しによる還付請求書：コロナ特例解除の対応

青色欠損金の繰戻しによる還付の新型コロナ税特法の特例適用期間終了に伴い、「(1) 欠損金」の転記条件「法人基本情報の期末資本（出資）金額 10 億円以下」を、令和 4 年 2 月 1 日以後終了事業年度の場合は「1 億円以下」で判定するように対応します。

3-5. 加算税の電子通知希望欄の対応 (e-Tax)

e-Tax の令和 4 年 1 月受付開始分より、加算税の決定通知を電子通知で受け取ることができるようになります。

これに伴い法人基本情報に「加算税賦課決定時の電子通知：希望する／希望しない」の設定項目を追加し、国税の電子申告ファイルに希望有無の情報を付加して出力するように対応します。

4. 機能改善の対応内容（予定）

・第六号様式別表一、第二十号様式別表一（拡張別表）：連結親法人の情報入力・出力の対応

入力画面下方にある連結親法人に関する情報を、入力対象外項目から入力項目（白色項目）に変更します。

5. グループ通算制度に関する法人税 R4 の対応方針について

※以下は既にご案内している内容です。

令和2年度税制改正において連結納税制度が見直されて新設のグループ通算制度へ移行することとなり、令和4年4月1日以後開始事業年度から適用されることになりました。

連結納税制度は親会社が代表して申告・納税を行う「一体申告方式」に対し、グループ通算制度では親会社、子会社の各法人が申告・納税を行う「個別申告方式」になります。

グループ通算制度の適用を受けようとする場合は国税庁長官の承認を受ける必要がありますが、連結納税の承認を受けている法人は原則的にグループ通算制度が適用されます。

法人税 R4 では連結納税制度による申告はシステム適応外としており、移行されるグループ通算制度による申告につきましてもシステム適応外となります。対応予定はありません。

(グループ通算制度の個別申告方式の申告と、法人税 R4 の対象である単体納税制度による申告では税額計算の過程が異なります)

以上、よろしくお願いたします。